



## EU 域内単一市場の 10 年の成果

上席研究員 田中 和子

ヒト、モノ、カネ、サービスが EU 域内を自由に移動でき、競争により価格差が縮まり、活力ある EU 経済を作り上げる——そうした夢をもって 1993 年 1 月 1 日、EU 単一市場が創設された。10 年経った今、その壮大な実験はどうなっているのだろうか。

EU 委員会がこのほどまとめた 10 年間の評価(The Single Market-Ten Years without Frontiers, 2003 年 1 月)によると

- ・ EU の GDP は域内単一市場のおかげで 2002 年で 1.8%、1645 億ユーロ相当嵩上げされた。
- ・ これにより 250 万人の雇用が創出された。
- ・ 10 年間で合計 8,770 億ユーロの所得が新たに生み出された。これは一家計当り 5,700 ユーロ(約 71 万円)に相当する。
- ・ EU 市民の 80%はモノやサービスの選択の幅が広がったとしており、67%が質が向上したと答えている。特に通信の自由化は IT 技術と相俟って国内電話料金を平均 50%、国際料金を 40%引き下げ、格安航空代金も 2000 年までに 41%低下した。

たしかに域内市場は国境での長いトラックの行列に代表されるような通関の手間やコストをなくし、中小企業の輸出の機会を増やすなど、企業にとってもメリットは大きい。そしてユーロの導入により多くの国で為替両替の手間やリスクも取り除かれた。

しかし、実際には依然として多くの障害が残り、15 カ国の市場が存在している。たとえばウィーンの有名なザッハトルテ(ケーキ)の店が隣のイタリアに進出しようとしても 8 つの許可をとる必要があるという。最も進んでいるといわれるモノの自由な移動においてすら、依然として輸送費や生産コスト、税率の差以上の価格差が存在している。ヒトの自由な移動も各国共通の年金制度が導入されていないことや国毎に資格の認定に差があることで妨げられている。金融市場の統合については行動計画が策定され、それに沿った障害の除去が進められているものの、加盟国、欧州委員会、欧州議会の意思の違いから遅れており、このままでは 10 年間で 1,300 億ユーロの機会利益の喪失につながると懸念されている。

1993年以來、EUは域内市場調和にむけ、多くの法制を制定してきたが、単一市場に関するEU指令等の導入を推進し最も市場の自由化が進んでいるのはイギリス、スウェーデン、デンマーク等で、反面違反がもっとも多いのがフランス、イタリア、ドイツである。これらの国は同時に財政赤字に苦しんでいる国でもある。このことは労働市場、製品市場の改革の遅れが景気の鈍化、財政赤字の拡大をもたらしていることを示唆しており、EU委員会は、これらの国は経済の活性化によって景気の鈍化に対処することなく、政治的無気力になっていると批判している。各国の取組みの相違は付表の01年に期待された財政政策、労働市場、製品市場面での政策実施状況にもみられる。

上述のように、単一市場の成果は道半ばであるが、EU委員会は、とりわけ経済の70%を占める金融、エネルギーなどサービス部門が米国並に自由化されれば、3,600万人の雇用が創出され、高齢化に向かう欧州経済の活性化に繋がるとして主要国が真剣に努力する必要があると改めて訴えている。

EU各国の2001年経済政策目標実施状況（EU委員会、1月15日付けFTより）

	財政	労働市場	製品市場		財政	労働市場	製品市場
ベルギー	2	2	2	ルゼンブルグ	2	2	1
デンマーク	3	2	3	オランダ	2	2	2
ドイツ	1	1	2	オーストリア	1	1	2
ギリシャ	2	2	2	ポルトガル	2	2	2
スペイン	2	2	2	フィンランド	2	2	1
フランス	1	2	2	スウェーデン	3	3	2
アイルランド	2	2	2	イギリス	2	2	3
イタリア	1	2	2				

3 進展あり 2 一部進展 1 限定的

当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、すべてお客様自身でご判断下さいますよう、宜しく願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、その正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

Copyright 2003 Institute for International Monetary Affairs (財団法人 国際通貨研究所)

All rights reserved. Except for brief quotations embodied in articles and reviews, no part of this publication may be reproduced in any form or by any means, including photocopy, without permission from the Institute for International Monetary Affairs.

Address: 3-2, Nihombashi Hongokucho 1-Chome, Chuo-ku, Tokyo 103-0021, Japan

Telephone: 81-3-3245-6934, Facsimile: 81-3-3231-5422

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 1-3-2

電話：03-3245-6934（代）ファックス：03-3231-5422

e-mail: [admin@iima.or.jp](mailto:admin@iima.or.jp)

URL: <http://www.iima.or.jp>